

会社法

中東正文 = 白井正和 = 北川 徹 = 福島洋尚

2015年4月刊 / 266頁 / 本体1900円 + 税
A5判 / 並製



編集担当者から この本は、初めて会社法を学ぶ方に向けて書かれたテキストです。1000条近くある会社法を、ぎゅっとコンパクトにまとめて解説しました。けれど、単にページを薄く、内容も薄くただけではありません。コンパクトな中に会社法の要点をきちんと盛り込み、一人でも読破できるわかりやすい表現を心がけました。さらに、ただ制度紹介をするだけでなく、その制度がある理由から掘り下げて解説し、会社法の「なぜ？」がわかるように、丁寧な説明を施しています。

とはいえ、まだ就職経験のない学生さんには、会社や会社法はどうしてもイメージしづらいもの。そこで、SCENEという枠を設け、大学を卒業して商社に就職した主人公の「青葉さん」が仕事の中で遭遇する出来事を、会社法と絡めて解説することにしました。これによって、就職後の会社生活をイメージしながら読み進められることを狙っています。

このような工夫と魅力が満載の新テキストを、ぜひ手に取ってみてください。(Team.C)

Point!

P こまめな見出しで読みやすい。SCENEのほか用語解説・図表・コラムでわかりやすさを追求。

内容に関しては徐々に細小される傾向にあるとも評価できる。たとえば剰余金の配分について、会社法は、一定の要件を満たす場合には、取締役会のみの判断で対応することができる制度を導入した(49条1項、¹193条5項)。また、取締役の報酬に関しては、取締役会に支払われる報酬総額の上限のみを株主総会で決定し、個々の取締役に対する具体的な報酬の額については取締役会で決定することが認められている(→35報酬等の種類と規制¹⁾)。

2 株主総会の招集

SCENE 2-2

青葉さんは、今年4月に応募選考に入社したばかりの新入社員である。彼女が所属していた部署は、6月頃に取締役会の臨時株主総会が開催された。取締役会が招集した臨時株主総会では、上列の議案が議題に挙げられ、先般社員を予定して一緒に臨時株主総会の招集の手続きを進めてほしいと頼まれた。そう、彼女の同僚理事での最初の仕事は、臨時株主総会の招集の手続きということになったのだ。

さあ、六法を片手に、初めての仕事に際して不安でいっぱいの中、一緒に、会社法の規定する株主総会の招集手続きについて確認してこう。

【総 説】

株主総会が会社の機関として物事を適切に判断するためには、株主に株主総会に出席する機会を与え、判断に必要な情報や時間を提供する仕組みを作ることが必要となる。そこで会社法は、以下で紹介する厳格な招集手続を定めることで、株主の出席の機会と判断に必要な情報や時間を確保しようとしている。

【株主総会の種類】

株主総会には、定時株主総会と臨時株主総会の2種類がある。定時株主総会とは、毎事業年度の終了後一定の時期に開催されるものをいう(266条1項)。なお、日本の大半の会社では、事業年度が3月末で終わり、毎年6月に定時株主総会を開催する。

年に1回開催される定時株主総会以外に、臨時に株主総会を開催する必要があるときには臨時株主総会が開催される(266条2項)。たとえば、急に合併の提案をもちかけられて、その是非を判断するために臨時株主総会の開催まで待つてはられない場合には、臨時株主総会を開催することになる。

【株主総会の招集権者】

取締役会設置会社では、取締役会が株主総会の日時・開催場所・議題¹⁾などを決定した後、代表取締役が株主総会を招集するのが原則である(266条3項・268条1項4項・349条4項)。

【招集にあたり決定しなければならない事項】

取締役会設置会社では、株主総会を招集するにあたり、取締役会が以下の事項を決定しなければならない(268条1項・4項)。

まず、株主総会の日時と場所を決定しなければならない(268条1項1号)。株主総会の開催場所については、各会社が自由に選択でき、さらに必要があれば、株主総会の態度、開催場所を変更することも可能である。ただし、従来の開催場所から大きく変更する場合には、その理由を招集通知に記載しなければならない(269条4項・268条1項5号、会社法43条2項)。また、株主にとって著しく不便な場所で開催しようとする場合には、株主総会の招集手続が著しく不公正であることを理由に、株主総会決議が後から取り消されることがありうる(831条1項1号)。

次に、株主総会の議題がある場合には、議題を決定しなければならない(268条1項2号)。取締役会設置会社では、あらかじめ株主総会の議題として決定された事項以外の事項は株主総会で決議することができない(309条5項)。何について議論するかを事前に知らせることで、株主に株主総会への出席について判断する機会を与えたり、株主総会での議論に関する準備を可能にしたり

— notes

【1】議題と議案 会社法には「議題」という言葉と「議案」という言葉が出てくる。議題とは、端的にいえば、株主総会に付する決議のテーマを指す。たとえば「取締役会の解任」「定款変更の件」などが議題になる。これに対し、議案とは、議題に関する具体的な決議の案を示す。たとえば「Aを取締役にする」「Bを取締役の候補とする」などの提案が議案になる。